



安心と信頼の介護保険制度をめざそう！

介護保険制度見直し作業いよいよ本格化 最大の争点は「給付抑制と利用者負担増」

3年に一度改定される介護保険制度は、2021年度からの第8期事業計画策定に向けた制度見直し作業が本格化してきた。

介護保険制度の見直しは、社会保障審議会介護保険部会で審議されるが、審議会は今年2月から見直しの論点整理に向けた審議を行ってきたが、参議院選挙後、8月29日の第80回審議会からいよいよ具体的な見直しに向け検討項目ごとに2巡目の検討作業を開始した。

審議会での検討事項は5項目

- I. 介護予防・健康作りの推進
- II. 保険者機能の強化
- III. 地域包括ケアシステムの推進
- IV. 認知症「共生」・「予防」の推進
- V. 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新

超高齢化の進行で強まる「給付抑制・負担増」圧力 社保審議の焦点は「給付と負担の見直し」

「V. 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新」の項目については、①介護人材の確保・介護現場の革新、②給付と負担 2点に分けた検討が行われる。

今後の社会保障審議会の検討項目でとりわけ重要な焦点となっているのが、5項目目の「給付と負担の見直し」である。このテーマは、前回の2017年改正に向けた審議会でも攻防戦が展開されたテーマであったが、その後、「骨太方針2018、2019」や、「改革工程表」等で執拗に言及されてきたことである。

<「改革工程表2018」における「給付と負担の見直し」についての指摘>

2019年度実施事項

- (1) 高齢者医療制度について、マイナンバーの導入等の金融資産の把握に向けた取組を踏まえつつ、医療保険・介護保険制度における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について、早期に改革が具体化されるよう関係審議会等において検討。
在宅と施設の公平性の確保の観点等から、介護の補足給付の在り方について、その対象者の資産の実態調査等を行い、関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。
- (2) 介護のケアプラン作成に関する給付と負担の在り方について、関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。
- (3) 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院等の多床室の室料負担等、施設サービスの報酬等の在り方について、関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。
- (4) 軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付について、地域支援事業への移行を含めた方策について、関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

- (5) 年金受給者の就労が増加する中、税制において行われた諸控除の見直しも踏まえつつ、医療・介護における「現役並み所得」の判断基準の見直しについて、現役との均衡の観点から、早期に改革が具体化されるよう関係審議会等において検討。

給付と負担の見直しは8項目

第80回審議会では「給付と負担」の検討課題として、「8項目」が提示された。

具体的には昨年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2018」（以下「骨太方針2018」）や、昨年12月に閣議決定した「新経済・財政再生計画改革工程表2018」（以下「改革工程表2018」）及び今年6月に閣議決定した「骨太方針2019」に求められている以下の8項目である。

<審議会での課題ごとの主な論点>

- (1) 被保険者・受給者範囲
1号被保険者の範囲（65歳以上）の対象年齢を引き下げ・拡大により、介護の普遍化を図るべきか、現行の範囲を維持すべきか
- (2) 補足給付対象者の不動産の保有状況の勘案
特養等の介護3施設及びショートステイ利用の低所得者への食費・居住費の補足給付にあたって、預貯金と同様に不動産の保有状況をどう勘案するか
- (3) 多床室の室料負担対象の拡大
介護療養型医療施設の多床室について、特養等と同様に室料負担を求めることについて
- (4) ケアマネジメントへの利用者負担の導入
現行「10割給付」のケアマネジメント（ケアプランの作成等）に利用者負担を導入すべきかどうか
- (5) 軽度者への生活援助サービス等の介護保険からの除外、市町村事業への移行
軽度者（要介護1・2）への生活援助サービス等を市区町村の総合事業に移行させることについて
- (6) 高齢介護サービス費自己負担額上限引き上げ
医療保険の「現役並み所得区分」の自己負担額上限が18年8月以降、140,100円に引き上げられたこととの関連で、高齢介護サービス費の自己負担額上限（44,400円）の引き上げについて
- (7) 自己負担率の引き上げ……「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準見直し
18年8月から、サービス利用時の自己負担率は、「現役並み所得は3割、一定以上所得（合計所得160万円以上）は2割」となっている。「現役並み所得、一定以上所得」の所得基準の引き下げ、2割・3割負担対象者の拡大の判断基準について
- (8) 現金給付
家族の介護者への現金給付の在り方、介護理念や実際への影響について

制度見直しに対する審議会での攻防は年内がリミット 12月の報告書作成・年明け法案作成に向け加速する審議

9月以降、審議会における検討作業は、月に1～2回のペースで開催され、今年12月中に「意見の取りまとめ」、年明けに制度改正に向けた法案作成・国会提出の日程で検討作業が進められる予定。

今後の見直しでは、「団塊世代」が75歳以上（後期高齢者）になる2025年での対応を基本に据えつつ、日本の高齢化がピークに達する2040年における社会保障費用の増大を念頭に、「制度の持続性」をテーマに、増大する介護給付費用への対応について、「給付と負担」の見直しに関わる8項目が最大課題となっている。

検討作業は、安倍政権の経済成長・市場万能主義による社会保障給付費抑制を目的とした「骨太方針2018・2019」や「財政制度等審議会建議」で言及されている「給付費抑制・利用者負担増」方針に強く規定されつつ具体的に「8項目」について、集中的な審議が行われていく。

退職者連合は7月の総会で、「2019年度政策・制度要求」を決定し、「社会保障の持続可能性確保と機能強化」に向け取り組みを進めている。自治体退職者会や退職者連合は、9月16日、「9.16地公三単産・地公退高齢者集会」を開催し、翌9月17日に「生き生きと安心して暮らせる社会を作ろう」をテーマに連合と連携して全国高齢者集会を開催し、「安心・信頼の社会保障制度の確立」に向け取り組みを強化していくことを確認した。

退職者連合の「2019年度 政策・制度要求」 (介護保険関連要求の骨子)

- (1) 要介護1・2に対するサービスを介護保険給付から切り離さないこと。
- (2) 認知症対策基本法の制定と社会的損賠制度の創設
- (3) 在宅生活支援サービス基盤の整備・拡充、「身体介護」と「生活援助」を分離しないこと。
- (4) 高齢者が安心して暮らせる居住の場の整備、小規模多機能型居宅介護等の居住支援策を拡充
- (5) 介護労働者の処遇改善と人材確保、処遇改善加算をすべての介護労働者への仕組みとすること。
- (6) 国交付金の見直し(国負担分25%の全額交付、機能強化交付金は給付抑制を指標としないこと)。
- (7) 被保険者の加入拡大 介護保険の被保険者を医療保険加入者全体に拡大すること
- (8) 利用者負担を拡大せず、利用者負担原則1割を維持すること
- (9) 企画・運営への労使代表、高齢者団体の参画推進

要介護2以下の総合事業移行は給付の切り捨て 現状でも実効性を担保できない市町村総合事業

政府は「骨太方針」等で、給付抑制を目的に要介護2以下を「軽度者」と称し、介護保険サービスから排除し、市町村の総合事業への移行を迫っている。しかし17年度から多くの反対を押し切り実施された要支援1・2の訪問・通所サービスの市町村総合事業への移行は、当初の政府の目論見を全く達成できていない。基準を大幅に緩和したボランティア主体の「多様なサービス」の利用者数は、18年6月時点でも総合事業全体の20%を大きく下回っている。また、「訪問型サービスB」は13.5%、「通所型サービスB」は12.9%の自治体でしか実施されていない。逆に従来の予防給付の運営基準の「従来相当サービス」は、訪問で93.7%、通所で94.1%の市町村で実施されており(80回社保審資料より)、利用者ニーズの切実さやサービス提供体制の実態、市町村の現実判断を明確に反映している。審議会の中でも、「総合事業の実施体制が十分確保されない中での要介護1・2の生活援助サービスの総合事業化の検討は時期尚早」との意見が上がっている。

政府のこうした実態を無視した「給付費抑制」を至上命題とした要介護2までのサービスの介護給付からの除外・市町村事業への移行を許さない取り組みが重要となっている。

自治体に「保険者機能強化」という名の呪縛 給付抑制に交付金のインセンティブ強化

政府は昨年度から、「高齢者の自立支援・重度化防止」の取り組みを促進することを目的に「保険者機能強化推進交付金」(200億円)を創設した。しかし交付金評価の指標として「介護給付の適正化事業の推進や要介護状態の維持・改善の度合い」が指標とされており、今後こうした交付金を「給付抑制」へのインセンティブとして自治体への誘導を強めることも言及されている。

審議会でも、自治体ごとの要介護認定率や給付費の高低を比較し、その差を「地域差」とし、その解消のために、交付金を活用する意見が出されている。

更に、本来は自治体の責に帰さない「後期高齢者の割合や住民の所得水準」により交付される調整交付金(総給付費の5%)を、「保険者機能強化に活用する」動向もあり、「保険者機能強化」を口実とした給付抑制への誘導を許さない「対国・対自治体」への取り組みが求められている。

既に始まっている自治体の次期計画づくり 市民なら誰でも「傍聴」は可能です!

現在自治体では、国から示されたタイムスケジュールと検討課題に沿って、第8期介護事業計画策定に向け検討作業が開始されている。既に、第7期計画の進行状況を検証しつつ、新たな計画策定に向けた地域ニーズ調査や市民アンケートなどが実施されつつあり、制度改正の動向をにらみつつ作業が進行している。

これらの検討作業は基本的には公開で実施されており、市民に「親切・丁寧」に情報提供されている訳ではないが、傍聴を希望すれば自分の自治体の介護事業計画が、どのような理念や市民ニーズの理解により策定されようとしているのかを知ることが可能である。ぜひ、チャレンジすることをお勧めする。

市町村が国の「保険者機能強化」を口実とした給付抑制圧力に屈することなく、保険者として高齢者・市民の「安心と信頼の介護保険サービス」を構築していけるのか?が問われている。

現在具体的に進行している自治体の「介護保険事業計画」策定作業の公開・チェック・参画は、わがまちの介護保険がどこを向いて運営されていくのかを判断する重要な機会となる。

退職者連合は、【2019年度 政策・制度要求自治体申し入れ項目の例】を策定し、地域実態を踏まえた自治体要請行動を提起している。政府の制度改悪に反対する取り組みとともに、地域での市民・高齢者本位の「保険者機能強化」に向け取り組むことが課題となっている。